

愛媛県高等学校体育連盟 便覧



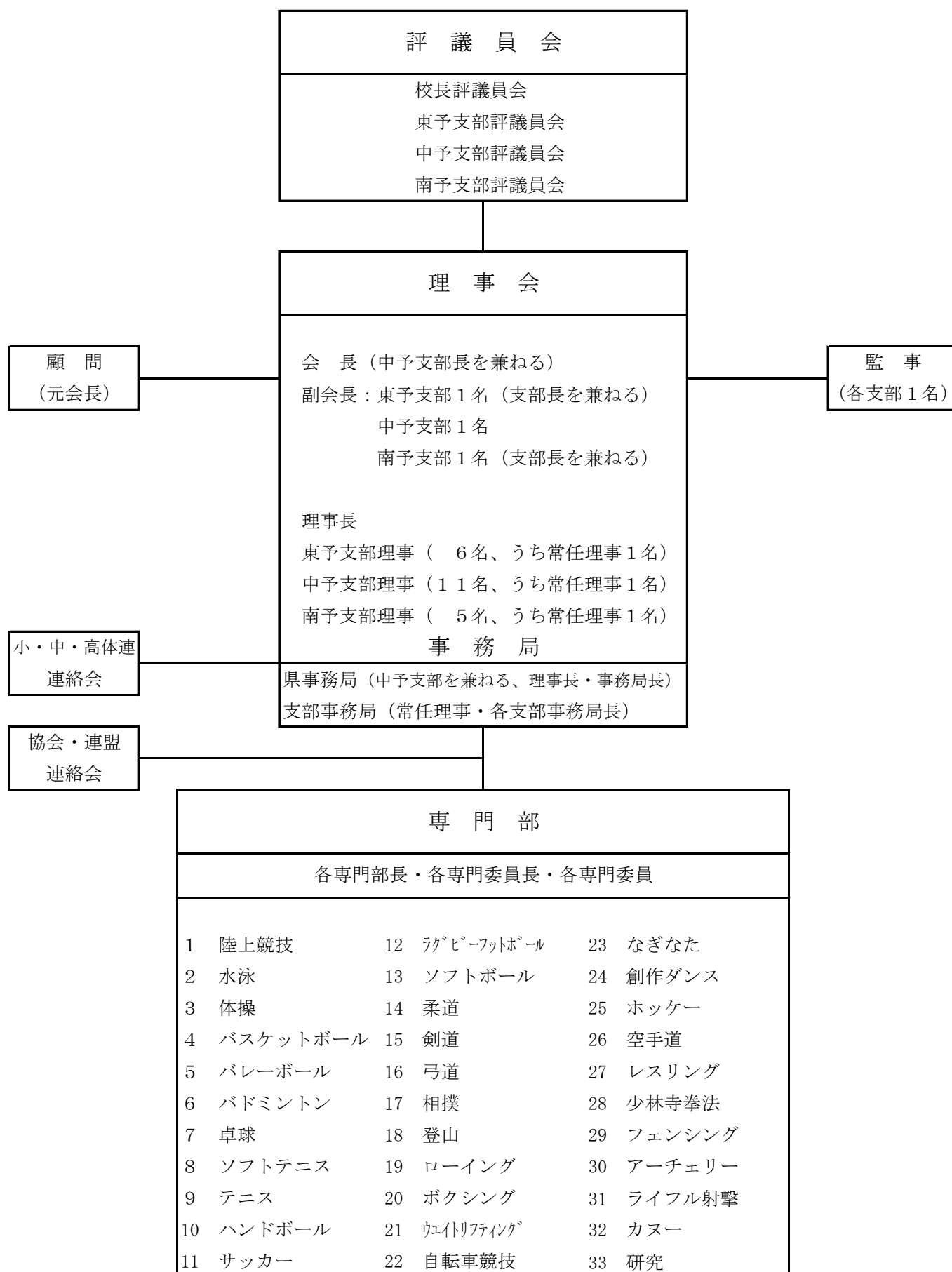
2 0 2 5

愛媛県高等学校体育連盟

目 次

愛媛県高等学校体育連盟 組織図	1
愛媛県高等学校体育連盟 規約	2 ～ 3
愛媛県高等学校体育連盟 細則	4 ～ 5
愛媛県高等学校体育連盟 専門部細則基準	6 ～ 7
愛媛県高等学校対外競技規定	8 ～ 9
愛媛県高等学校体育連盟 競技会開催基準	10 ～ 19
愛媛県高等学校体育連盟 表彰規定	20
愛媛県高等学校体育連盟 ほう賞・弔慰内規	21
愛媛県高等学校体育連盟 新規加盟について	22 ～ 24
愛媛県高等学校体育連盟 専門部文書・会計処理について	25 ～ 31
愛媛県高等学校体育連盟主催事業の旅費取り扱いについて	32 ～ 36
愛媛県高等学校体育連盟主催事業の傷害補償について	37 ～ 38
複数校合同チームの大会参加について	39 ～ 41
個人情報の保護及び肖像権の取扱いについて	42

【 愛媛県高等学校体育連盟 組織図 】



愛媛県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本連盟は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「連盟」という。）と称す。

第2条 連盟は、事務局を会長又は理事長の在任校に置く。

第2章 目的

第3条 連盟は、愛媛県内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における体育活動の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 体育的行事に関する審議
- 2 生徒及び教職員に関する体育大会の開催
- 3 体育に関する調査研究
- 4 全国・四国高等学校体育連盟及び各種体育団体との連携
- 5 その他、連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 連盟は、愛媛県高等学校生徒及び教職員をもって組織し、東・中・南予地区別に支部を置く。

第6条 連盟に、競技種目別の専門部を置く。その細則は、別にこれを定める。

第5章 役員

第7条 連盟に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 事務・会計担当副会長 1名
（会長と理事長の配置校が異なる場合、理事長の勤務する学校の校長を事務・会計担当副会長とすることができる。）
- 4 理事長 1名
- 5 事務局長 1名
- 6 理事 若干名（内常任理事若干名）
- 7 監事 3名（各支部1名）
- 8 顧問 若干名
- 9 専門部長 各専門部1名
- 10 専門委員長 各専門部1名
- 11 評議員 加盟校の校長1名、教職員全・定・通・分各1名

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、連盟を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務・会計担当副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。
- 4 理事は、連盟の事業執行及び会務の処理にあたる。
- 5 理事長は、理事会を代表し、会務の処理にあたる。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 8 専門部長は、専門部を代表し、専門部の事務を総括する。
- 9 専門委員長は、専門部の事務を処理する。

第9条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は、評議員会において選出する。
- 2 理事は、評議員会において地区別に選出する。常任理事は、各支部理事より1名選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 必要により会長委嘱の理事及び常任理事を置くことができる。
- 4 理事長は、理事がこれを互選する。
- 5 監事は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 6 顧問は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。ただし、理事を兼ねることはできない。
- 7 専門部長は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 8 専門委員長は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第11条 評議員会は、会長がこれを招集し、予算、決算、事業その他の重要事項を審議する。

第12条 評議員会は各支部評議員会及び校長評議員会とする。

第13条 各支部評議員会は、校長を除く教員（全・定・通各1名）で構成する。

第14条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第15条 緊急な事項は、常任理事会が代行し、次の理事会に報告する。常任理事会は、会長がこれを招集する。

第16条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状は出席と認める。

第7章 会計

第17条 連盟の経費は、加盟校の会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第18条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第19条 予算は、理事会で編成し、評議員会の決議を経て定める。決算は、監事の監査を経て評議員会の承認を得る。

第8章 その他

第20条 この規約は、評議員会の決議をもって決定する。

附 則

この規約は、昭和26年4月1日から施行する。

（平成14年4月16日 一部改正）

（平成15年4月22日 一部改正）

（平成17年4月20日 一部改正）

（令和2年4月17日 一部改正）

愛媛県高等学校体育連盟細則

(地区支部及び専門部)

第1条 連盟に、次のとおり支部及び専門部を置く。

1 支部

東予支部（四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、越智郡）

中予支部（松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡）

南予支部（大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡）

2 専門部

陸上競技、水泳、体操（新体操を含む）、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、ソフトテニス、テニス、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、ソフトボール、柔道、剣道、弓道、相撲、登山、ローイング、ボクシング、ウェイトリフティング、自転車競技、なぎなた、創作ダンス、ホッケー、空手道、レスリング、少林寺拳法、フェンシング、アーチェリー、ライフル射撃、カヌー、調査研究

(役員)

第2条 会長、副会長は、加盟校の校長より選出する。

1 支部長は、各支部に1名、会長・副会長より選出する。

2 理事の選出区分は、原則として次のとおりとする。

東予支部 5名

中予支部 13名

南予支部 5名

3 監事は、各支部に1名、加盟校の校長より選出する。顧問は、若干名とする。

4 専門部長は、各専門部に1名、加盟校の校長より選出する。

(加盟)

第3条 校長は、連盟制定の「加盟申請書類」に所定事項を記入して申し込むものとする。

第4条 加盟者が本規則に違反したときは、評議員会の決議により加盟を解除することがある。

(会費)

第5条 会費は、年度始めの評議員会において審議決定する。

第6条 会費は、加盟校ごとにまとめ、連盟規定の納入書類に所定事項を記入して、5月末日までに一括納入する。

第7条 会員数（教職員・生徒）の算定は、5月1日現在の在籍者とする。

(専門部長会)

第8条 専門部長会は、会長がこれを招集し、専門部にかかわる重要事項を審議する。

(専門部会)

第9条 専門部会は、専門部長がこれを招集し、各専門部の重要事項を審議する。

(専門委員長会)

第10条 専門委員長会は、会長がこれを招集し、専門部にかかわる重要事項を審議する。

第11条 専門委員長会の議長は、理事長になる。

(表彰)

第12条 連盟は、次の表彰を行う。その細則は別に定める。

- 1 体育功労賞
- 2 優秀賞

(報告)

第13条 専門部は、連盟事務局に次の事項を報告するものとする。

- 1 部規約
- 2 役員組織
- 3 行事予定
- 4 大会報告（大会報告は、大会終了後1週間以内とする。）
- 5 予算並びに決算報告

(代決)

第14条 規程に基づいてなされた代決は、会長の決裁と同一の効力を有する。その細則は別に定める。

(その他)

第15条 この細則は、評議員会の決議をもって決定する。

(平成17年4月20日 一部改正)
(平成18年4月20日 一部改正)
(平成21年4月16日 一部改正)
(平成26年4月17日 一部改正)
(平成28年4月15日 一部改正)
(平成29年4月21日 一部改正)
(令和2年4月17日 一部改正)

愛媛県高等学校体育連盟専門部細則基準

(名称及び所在地)

第1条 専門部は、愛媛県高等学校体育連盟（該当競技名）部と称する。

第2条 専門部は、事務局を専門部長または、専門委員長の在任校に置く。

(目的)

第3条 専門部は、連盟の規約に基づき、愛媛県種目別協会・連盟と連携し、各部の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 専門部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 競技に関する審議ならびに研究
- 2 競技会の運営
- 3 関係諸機関との連携
- 4 その他目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 専門部は、連盟規約第6条によって組織する。

第6条 専門部は、連盟の会員をもって組織し、全県を次の地区に分けて支部を置く。支部は、東予支部、中予支部、南予支部とし、支部の組織運営については別にこれを定める。

(役員)

第7条 専門部に、次の役員を置く。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 部長 | 1名 |
| 2 | 委員長 | 1名 |
| 3 | 副委員長 | 1名 |
| 4 | 委員 | 若干名 |

第8条

- 1 専門部長は、連盟規約第9条により会長がこれを委嘱する。専門部長は、専門部を代表し掌理する。
- 2 専門委員長は、連盟規約第9条により理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

第9条 役員の任期は、2年とし再任及び重任を妨げない。

(会議)

第10条 専門部会は、専門部長がこれを招集し、専門部の重要事項を審議する。

第11条 専門部の細則、予算は、専門部会を経て理事会の承認を得るものとする。定例委員会は愛媛県高等学校総合体育大会の際に行う。

第12条 専門部会の議長は、専門委員長になる。

(会計)

第13条 専門部の経費は、連盟の予算及び寄附金をもって充てる。（加盟校の各部又は生徒よりの負担金を別にとることはできない）

第14条 会計年度は、連盟規約に準ずる。

(競技会申合せ事項)

第15条 競技会の開催については、会長の承認を得ること。

- 1 競技会の主管は、原則として専門部が務めることとするが、各関係団体の協力も考

慮すること。

- 2 競技審判団は、原則として学校教職員をもって編成するよう留意する。
- 3 競技日程の編成にあたっては、参加校の地理的、時間的問題を考慮する。
- 4 競技会開催基準要項は、別に定めるとおりとする。
- 5 競技会開催に関するすべての通知は、各専門委員長より発送する。

(報告事項)

第16条 専門部の運営決定事項は、連盟へ報告のうえ、承認を得なければならない。

第17条 専門委員長は、種目別協会と年間スケジュールを調整し、その結果を連盟に報告する。

第18条 競技会開催要項は、競技会1週間前までに連盟事務局に提出する。

第19条 競技会結果報告は、競技会終了1週間以内とする。

(代決)

第20条

- 1 「代決」とは、会長が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時会長に代わって決裁することをいう。
- 2 「不在」とは、会長と理事長の配置校が異なる場合で決裁できない状態にあることをいう。
- 3 代決できる事案は、あらかじめその処理について指示を受けたもの、又は緊急やむを得ず処理しなければならない事案に関するものとする。ただし、特に重要なもの、異例もしくは疑義ある事案又は新規の事案等は、代決することができない。

(その他)

この細則は、各部が作る細則の基準を示す。

愛媛県高等学校対外競技規定

愛媛県高等学校体育連盟は、「愛媛県県立学校運動部員健康管理要領」（昭和50年3月14日教育委員会訓令第1号）及び「児童生徒の運動競技に関する基準」（平成13年3月30日全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟、全国連合小学校長会の申し合わせ事項）に準じ、県下高校の実情に則して、高等学校の対外競技などに関する規定を下記のとおり定め、この規定を基盤として高等学校運動競技についての企画と運営の適正化を図るとともに、関係機関と密接なる連携を保って健全なる高等学校体育の振興を期する。

記

1 主催・共催

- (1) 生徒の参加できる大会は愛媛県教育委員会の主催・共催するもの及び連盟が主催するか、共催したものに限る。
- (2) 連盟支部は、教育関係機関及び郡市教育関係団体と共催ができる。ただし、各郡市の教育関係団体及び教育関係機関の主催する大会の参加範囲は各郡市の学校に限る。（事情により隣接郡市を含む。）

（注）教育関係機関とは、文部科学省、愛媛県及び市町教育委員会等、学校教育行政に関するものを指す。

教育関係団体とは、日本スポーツ協会、愛媛県スポーツ協会、それに加盟している競技団体を指す。ただし、スポーツ団体の最下部組織であるクラブ、学校は含まない。

2 大会会場

- (1) 大会会場は、その大会の趣旨及び諸条件を考慮して決定する。
- (2) 大会会場は、学校施設を利用することを原則とする。
- (3) 公（私）営施設を利用する場合は、当該所管者に使用料その他について一層の理解と協力を求める。

3 大会開催

- (1) 本県にて全国規模の大会を開催する場合は、連盟の承認を得ること。
- (2) 大会は、長期休業中又は休業日に実施することを原則とする。
- (3) 大会の開催日数は連続する場合3日以内、個人・団体の別がある場合は全体で4日以内を原則とする。これを超える場合は連盟の承認を得ること。
- (4) 県規模の大会の開催は、年4回以内とする。（全国高等学校総合体育大会予選、愛媛県高等学校新人大会、全国高等学校選抜大会予選など）

4 大会出場

- (1) 生徒の対外競技参加は、県内における開催・参加のほかに、四国ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につきそれぞれ年間2回程度とする。
- (2) 上記の他、体力に優れ、競技水準の高い生徒については、国、地方公共団体または日本スポーツ協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加することができる。
- (3) 招待試合等の参加については、その大会の趣旨、主催（共催）者などをよく勘案して参加についての態度を決定する。
- (4) 大会の出場についての決定および責任は、当該校長にある。

5 選手の資格

- (1) 選手とは、学校教育法第1条に定められた高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒で、連盟に加盟し関係競技団体に登録した競技者をいう。ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- (2) 選手が大会等に参加する場合は、各大会の参加資格に拠り所属校の校長の責任において申し込むものとする。

6 登録加盟、その他

- (1) 種目別協会及び連盟に、個人及び団体登録加盟をする学校は、校長の責任においてこれを行う。
- (2) 各学校は、それぞれの種目別協会及び連盟に、登録加盟の手続をする。
- (3) 連盟は、登録加盟分担金、参加料、年間スケジュール等を種目別協会と協議し、評議員会において報告する。

7 引率責任者

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とし、選手の指導監督に万全を期する。
- (2) 選抜チーム及び合同チームとして参加する場合の引率責任者については、専門委員長が、事前に当該校長及び種目別協会と協議し、選手の指導監督に万全を期する。

8 健康管理及び参加態度

- (1) 選手は、精密な健康診断を行った結果、異常のない者から選定する。健康管理については、平素より健康を害することのないよう留意する。
- (2) 出場選手については、健康診断を必ず実施する。
- (3) 大会の運営に際しては、試合時間及び日程について、体力や年齢・性別などを考慮し、健康管理の上からも十分な配慮をする。
- (4) 大会の運営に際しては、出場選手並びに応援生徒について、高等学校の生徒として自覚ある態度で参加するよう指導する。

附則

この基準は、昭和39年より実施する。

愛媛県高等学校体育連盟競技会開催基準要項

趣旨

愛媛県高等学校体育連盟及び支部が、主催又は共催する県大会並びに地区大会は、生徒の教育的な運営を期するため、各種目の統轄団体及び地区の関係機関並びに団体と、緊密な連絡をとり実施する。

1 主催及び共催

- (1) 主催 愛媛県教育委員会、愛媛県高等学校体育連盟
- (2) 共催 当該競技団体、開催地教育委員会

2 開催地

参加者の負担にならないよう考慮して決定する。

3 参加資格

- (1) 当該年度の全国高等学校総合大会実施要項に準ずる。
- (2) 地区大会は、地区内の高校生に限る。

4 大会役員

大会会長	県高体連会長（地区高体連支部長）
名誉会長	当該教育委員会の教育長
大会副会長	県高体連副会長、当該競技専門部長、当該教育委員会の主管課長
顧問	当該関係機関及び関係団体の代表者、種目協会会長
参与	開催市町の体育課長、当該競技団体の理事長
大会委員長	県高体連理事長（地区高体連常任理事）
大会副委員長	当該教育委員会の主管課主幹
審判長	県高体連専門委員長（地区専門委員）
副審判長	種目協会
大会総務	県高体連、団体、機関より適宜決定

5 参加料

県高等学校総合体育大会、県高等学校新人大会については、各競技エントリー人数分を徴収する。選抜大会は定められた金額を徴収してもよい。

6 運営費

専門部費の範囲内で行う。

7 表彰

各大会の表彰規定の定めるところによる。

8 その他

- (1) 大会は、休業日に開催することを原則とする。
- (2) 大会開催は、連盟会長の承認をうけなければならない。
- (3) 大会要項は、連盟会長の承認をうけなければならない。
- (4) 新人大会は、原則として2月末日までに終了しなければならない。
- (5) 要項発送は、事務局において内容確認の後、専門委員長が行う。
- (6) 大会参加資格は、種目別協会に登録した者に限る。
- (7) 選手の宿泊については、経費並びに保健衛生に万全を期すること。
- (8) 選抜大会の大会役員は上記大会役員に準じる。

愛媛県高等学校総合体育大会開催基準

1 総則

愛媛県高等学校総合体育大会の種目別大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県教育委員会
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟種目別競技団体（県種目別競技団体）

4 後援

大会の後援は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会
- (2) 開催地市町教育委員会
- (3) その他、本連盟各種目専門部の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会は、6月の第1土曜日・日曜日を中心に開催し、開催日数は3日を超えないことを原則とする。
- (4) 四国高等学校選手権大会がある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5) 全国高等学校総合体育大会がある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (6) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (7) 次の種目は、上位大会の参加申込期限を参考に開催期日を決定する。
 - ア 水泳大会
 - イ 全国高校総体ラグビーフットボール大会愛媛県予選会
 - ウ 全国高校駅伝愛媛県予選会
- (8) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により大会の参加資格を得たものに限る。但し、本連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。（注：2025年度は平成18年生まれ）ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
（注：出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）

- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
- ア 部員不足に伴う合同チーム（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）
- 原則として、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
- イ 統廃合対象校による合同チーム（統廃合完了前の2年間に限る）
- (6) 転校後6ヶ月未満（水泳は1年未満）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）但し、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
- ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、校長が推薦した生徒について、別途に定める規定にしたがい大会参加を認める。
- イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、校長の承認のもとに大会参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件

ア 愛媛県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 参加する当該競技の実施要項を遵守し、大会申し合わせ事項にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

8 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- (2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

- (1) 名誉顧問 愛媛県知事、愛媛県議会議長
- (2) 名誉会長 愛媛県教育委員会教育長
- (3) 大会会長 愛媛県高等学校体育連盟会長
- (4) 大会副会長 愛媛県教育委員会副教育長、観光スポーツ文化部長、愛媛県教育委員会管理部長、同指導部長、観光スポーツ文化部スポーツ局長、愛媛県教育委員会保健体育課長、同高校教育課長、観光スポーツ文化部競技スポーツ課長、愛媛県高等学校体育連盟副会長、同各種目専門部長
- (5) 顧問 愛媛県議会観光スポーツ文教警察委員長、松山市長、松山市教育長、松山

- 市坂の上の雲まちづくり部長、愛媛県スポーツ協会長、加盟種目協会・連盟会長、愛媛県中学校体育連盟会長、愛媛県小学校体育連盟会長、元愛媛県高等学校体育連盟会長、加盟学校長
- (6) 参 与 愛媛県教育委員会高校教育課主幹、松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツマーケティングシティ課長、愛媛県スポーツ協会常務理事、加盟種目協会・連盟理事長、愛媛県中学校体育連盟理事長、愛媛県小学校体育連盟理事長、元愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (7) 大会委員長 愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (8) 大会副委員長 愛媛県教育委員会保健体育課主幹、観光スポーツ文化部競技スポーツ課主幹

10 大会委員

- (1) 大会総務 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G担当係長、愛媛県高等学校体育連盟常任理事、同事務局長
- (2) 大会委員 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G指導主事、愛媛県高等学校体育連盟理事
- (3) 大会救護 愛媛県下学校養護教諭
- (4) 審判長 加盟種目専門部委員長
- (5) その他、必要に応じて委員を置くことができる。

11 大会参加申込

- (1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は生徒一人あたり 500円とし、各種目エントリー数を徴収する。
- (3) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

13 大会の式典

- (1) 大会の開会式は総合開会式とし、大会前日の金曜日の午後に実施する。
- (2) 開会式に関する詳細は、実施要項に記載する。
- (3) 大会の閉会式は、種目別閉会式とする。

14 大会実施要項

大会の実施要項は、愛媛県高等学校体育連盟事務局において作成し、年度当初に愛媛県高等学校体育連盟ホームページにおいて公開する。

15 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。
- ア 大会開催日数を変更する場合
- イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。
- (2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

16 附則

この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県高等学校新人大会開催基準

1 総則

愛媛県高等学校新人大会の種目別大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県教育委員会
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟種目別競技団体（県種目別競技団体）

4 後援

大会の後援は、本連盟各種目専門部の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会開催期日は、各専門部において決定するが2月末日までに実施し、開催日数は3日（個人戦をあわせて実施する場合は全体で4日）を超えないことを原則とする。
- (4) 全国高等学校選抜大会がある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (6) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により大会参加の資格を得たものに限る。但し、本連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（注：2025年度は平成18年生まれ）
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
 - ア 部員不足に伴う合同チーム（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）

原則として、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
 - イ 統廃合対象校による合同チーム（統廃合完了前の2年間に限る）
- (6) 転校後6か月未満（水泳は1年未満）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）ただし、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればその限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例

ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、校長が推薦した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場

は同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、校長の承認のもとに大会参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 愛媛県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 参加する当該競技の実施要項を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

8 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- (2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

愛媛県高等学校総合体育大会に準じて、各専門部において決定する。

10 大会委員

愛媛県高等学校総合体育大会に準じて、各専門部において決定する。

11 大会参加申込

- (1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は生徒一人あたり500円とし、各種目エントリー数を徴収する。
- (3) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

13 大会の式典

各専門部において決定する。

14 大会実施要項

- (1) 大会の実施要項は、各専門部において作成し、専門部長の承認を得て加盟校に送付する。
- (2) 実施要項の送付は、本連盟事務局及び参加予定学校長あてに、大会開催日の20日前までに行うこと。

15 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。
 - ア 大会開催日数を変更する場合
 - イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。
- (2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

16 附則

この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県高等学校各地区大会開催基準

1 総則

愛媛県高等学校総合体育大会並びに、愛媛県高等学校新人大会の種目別地区大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、それぞれの上位大会のとおりとする。

4 後援

大会の後援は、それぞれの上位大会のとおりとする。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目地区専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、それぞれの上位大会予選として開催することができる。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会の開催日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (4) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により大会参加の資格を得たものに限る。但し、本連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技3回まで（新人大会は2回まで）とし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
 - ア 部員不足に伴う合同チーム（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）

原則として、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
 - イ 統廃合対象校による合同チーム（統廃合完了前の2年間に限る）
- (6) 転校後6か月未満（水泳は1年未満）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）ただし、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればその限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、校長が推薦した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回限り（新人大会は2回限り）とする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、校長の承認のもとに大会参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア 愛媛県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあつては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 参加する当該競技の実施要項を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

8 引率・監督

(1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。

(2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

大会の役員は、それぞれの上位大会のとおりとする。

10 大会委員

それぞれの上位大会に準じて、各専門部において決定する。

11 大会参加申込

(1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。

(2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会の式典

各専門部において決定する。

13 大会実施要項

(1) 大会の実施要項は、各地区専門部において作成し、各地区支部長の承認を得て加盟校に送付する。

(2) 実施要項の送付は、本連盟各支部事務局及び参加予定学校長あてに、大会開催日の20日前までに行うこと。

14 大会開催及び変更の申請

(1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。

ア 大会開催日数を変更する場合

イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。

(2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

15 附則

(1) この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県定時制通信制高等学校総合体育大会開催基準

1 総則

愛媛県定時制通信制高等学校総合体育大会の種目別大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県教育委員会
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟種目別競技団体（県種目別競技団体）

4 後援

大会の後援は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会
- (2) 開催地市町教育委員会
- (3) 愛媛県定通教育振興会
- (4) その他、本連盟各種目専門部の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会は、9月の第1日曜日に開催することを原則とする。
- (4) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、令和〇〇年現在、愛媛県内の高等学校定時制・通信制課程に在学し引き続きその学校に在籍するもの。

8 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- (2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

- (1) 名 誉 顧 問 愛媛県知事、愛媛県議会議長、愛媛県定時制通信制教育振興会長
- (2) 名 誉 会 長 愛媛県教育委員会教育長
- (3) 大 会 会 長 愛媛県高等学校体育連盟会長
- (4) 大 会 副 会 長 愛媛県教育委員会副教育長、観光スポーツ文化部長、
愛媛県教育委員会管理部長、同指導部長、観光スポーツ文化部スポーツ

- 局長、愛媛県教育委員会保健体育課長、同高校教育課長、観光スポーツ文化
部競技スポーツ課長、愛媛県高等学校体育連盟副会長、同各種目専門部長
- (5) 顧問 愛媛県議会観光スポーツ文教警察委員長、松山市長、松山市教育長、松山市坂の上の雲まちづくり部長、愛媛県スポーツ協会長、加盟種目協会・連盟会長、愛媛県中学校体育連盟会長、愛媛県小学校体育連盟会長、元愛媛県高等学校体育連盟会長、加盟学校長
- (6) 参与 愛媛県教育委員会高校教育課主幹、松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツインテグリティ課長、愛媛県スポーツ協会常務理事、加盟種目協会・連盟理事長、愛媛県中学校体育連盟理事長、愛媛県小学校体育連盟理事長、元愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (7) 大会委員長 愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (8) 大会副委員長 愛媛県教育委員会保健体育課主幹、観光スポーツ文化部競技スポーツ課主幹

10 大会委員

- (1) 大会総務 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G担当係長、愛媛県高等学校体育連盟常任理事、同事務局長
- (2) 大会委員 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G指導主事、愛媛県高等学校体育連盟理事
- (3) 大会救護 愛媛県下学校養護教諭
- (4) 審判長 加盟種目専門部委員長
- (5) その他、必要に応じて委員を置くことができる。

11 大会参加申込

- (1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会の式典

- (1) 大会の開会式は総合開会式とし、大会当日の午前に実施する。
- (2) 開会式に関する詳細は、実施要項に記載する。
- (3) 大会の閉会式は、種目別閉会式とする。

13 大会実施要項

大会の実施要項は、愛媛県高等学校体育連盟事務局において作成し、年度当初に愛媛県高等学校体育連盟ホームページにおいて公開する。

14 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。
- ア 大会開催日数を変更する場合
- イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。
- (2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

15 附則

この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県高等学校体育連盟表彰規定

(目的)

第1条 愛媛県高等学校体育連盟は、次に該当するものを表彰し、愛媛県高校スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規定による表彰の種類は、次のとおりとする。

- 1 体育功労賞
- 2 優秀賞

(受賞者の範囲)

第3条 前条の規定による賞は、次の条件に該当するものに授与する。

- 1 体育功労賞
 - (1) 加盟校における活動（体育部）で特に功労のあったもの。
 - (2) 連盟会員で、体育・スポーツの発展のため、特に功労のあったもの。
 - (3) 多年にわたり連盟発展のため、特に功労のあったもの。
- 2 優秀賞
 - (1) 連盟会員で、全国高等学校総合体育大会に優勝したもの。また、国際的選手として認められ優秀な成績を収めたもの。
 - (2) 県大会以上の大会で、次の連続優勝をしたもの。

ア	3年	イ	5年	ウ	7年	エ	10年	オ	13年	カ	15年
キ	17年	ク	20年	ケ	23年	コ	25年				

(受賞に関する審議会の組織)

第4条 審議会は、連盟理事会をもってあて、必要に応じて各種目専門委員長を加えることができる。

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

愛媛県高等学校体育連盟ほう賞・弔慰内規

(感謝状の贈呈)

第1条 連盟は、役員として功労のあったものに感謝状を贈呈し、これを表彰する。

(贈呈の範囲)

第2条 感謝状の贈呈については、次のとおりとする。

- 1 該当する役員は、会長、副会長、監事、専門部長、専門委員長、理事とする。
- 2 表彰は、退任の翌年に評議員会において行う。

第3条 前条の規程による感謝状は、次の条件に該当するものに授与する。

- 1 会長については在任期間が1年以上のもの。
- 2 副会長については在任期間が2年以上のもの。
- 3 監事、専門部長、専門委員長、理事については在任期間が4年以上のもの。
- 5 その他、県高体連会長が推薦したもの。

(弔慰)

第4条 会員が、連盟規約第4条第2項に参加中、病気・負傷・災害・死亡等の場合は事務局より、次の基準で弔慰を表す。

- 1 病気・負傷 見舞金 3,000円程度を贈る。
- 2 死 亡 20,000円と花輪一对及び代表者が弔慰にあたる。
- 3 災 害 その都度協議の上決定する。

第5条 役員が死亡した場合は、10,000円と花輪一对を贈り代表者が弔慰にあたる。

第6条 役員が1か月以上の疾病の場合は、見舞金 5,000円程度を贈る。

第7条 本県教育関係団体並びに体育諸団体で、連盟発展に貢献した関係者の死亡、疾病に対する弔慰は、他の諸団体と連絡の上同一步調で行う。

第8条 前条項以外の事由発生の場合は会長が執行し、理事会に報告する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

新規加盟について

愛媛県高等学校体育連盟

愛媛県高等学校体育連盟における新規加盟の条件及び手順については、次のとおりとする。

1 会員加盟

- (1) 会員加盟の母体は学校を単位とする。校長は以下の書類を作成し、県高体連会長に対して申請する。
 - ア 加盟申請書
 - イ 学校要覧（教育課程及び学校案内ほか）
 - ウ 部活動の現状（顧問・部員・活動場所・活動時間・年間計画など）
 - エ その他、事務局が申請に必要と判断する書類
- (2) 県高体連会長は、理事会並びに評議員会の承認により、当該校の加盟申請を受理する。

2 専門部加盟

- (1) 加盟を希望する団体は以下の書類を作成し、県高体連会長に対して申請する。
 - ア 加盟申請書
 - イ 当該競技実施校及び生徒数
 - ウ 当該競技専門部の規則・役員一覧
 - エ 活動の記録（大会成績など）
 - オ その他、事務局が申請に必要と判断する書類
- (2) 県高体連会長は、理事会並びに評議員会の承認により、当該競技団体の加盟申請を受理する。

【専門部加盟に関する内規】

- 1 当該競技が部活動（学校の教育活動の一環として実施されるもの）として位置付けられ、原則として活動している学校が3校以上あり、今後の継続発展が認められる。
- 2 本連盟が主催もしくは後援する大会において、適切な運営ができる。
- 3 学校体育として適当であり、今後の普及発展が期待できる。
- 4 県及び全国に上部団体組織（当該競技連盟・協会）がある。

【加盟申請書 書式（学校）】

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県高等学校体育連盟会長 様

学校名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
校 長 〇〇 〇〇 印

加 盟 申 請 書

愛媛県高等学校体育連盟への加盟について、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | | |
|---|--------------|---------|
| 1 | 加盟申請書 | 1 部 |
| 2 | 部活動の現状 | 1 部（別紙） |
| 3 | 学校要覧 | 1 部（別冊） |

（または

- | | | |
|---|-------------|---------|
| 3 | 教育課程表 | 1 部（別紙） |
| 4 | 学校案内 | 1 部（別紙） |

【加盟申請書 書式（競技団体）】

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県高等学校体育連盟会長 様

競技団体名 ○○○○○○○○○○○○
所在地 ○○○○○○○○○○
代表者 ○○ ○○ 印

加 盟 申 請 書

愛媛県高等学校体育連盟への加盟について、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | | |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 加盟申請書 | 1 部 |
| 2 | 当該競技実施校及び生徒数 | 1 部（別紙） |
| 3 | 当該競技専門部の規則・役員一覧 | 1 部（別紙） |
| 4 | 活動の記録（大会成績など） | 1 部（別紙） |
| 5 | その他 | |

愛媛県高等学校体育連盟専門部 文書・会計処理等について

1 専門部長の主業務

(1) 各競技専門部の運営に係る指導・助言

(2) 関係事業参加

- ア 県高体連校長評議員会（４月）
- イ 県高体連専門部会・県高校総体抽選会（５月）
- ウ 県高校総体 総合開会式への参列・表彰（６月）
- エ 県高校総体 各競技での挨拶・表彰（６月）
- オ 四国高校選手権大会での挨拶・表彰（６月）
- カ 県高校新人大会での挨拶・表彰（９月～２月）
- キ その他（高体連共催大会・全国大会に関して依頼がある場合）

(3) 競技力向上対策関連事業に係る指導・助言

2 関係事業の概要

事業名	実施予定時期	備考
県高校総体各地区（東・中・南）予選	４月～５月	参加
第１回定例専門部会・県高校総体抽選会	５月 上旬	
県高校総体	６月第１週	参加（総合開会式・挨拶・表彰）
全国定通制体育大会県予選	６月 初旬	該当種目のみ、可能であれば参加（挨拶・表彰）
四国高校選手権	６月第３週	県開催種目は参加（挨拶・表彰）
全国高校総体結団式	７月 下旬	総合開会式関係種目のみ、可能であれば参加
全国高校総体	８月 初旬	
全国定通制体育大会	８月 初旬	
県定通制総体	９月第１週	該当種目のみ、可能であれば参加（挨拶・表彰）
県高校新人大会各地区（東・中・南）予選	９月～１月	
県高校新人大会	９月～２月	可能であれば参加（挨拶・表彰）
四国高校新人大会	１０月～２月	四国高体連後援など、参加依頼により考慮
全国高校選抜大会県予選	９月～２月	県高体連第２主催、参加依頼により考慮
全国高校選抜大会ブロック（四国）予選	１月～２月	四国高体連第２主催、参加依頼により考慮
全国高校選抜・選手権大会	１２月～３月	
四国高体連研究大会	１１月 中旬	研究部長参加（挨拶・その他）
全国高体連研究大会	１月 中旬	研究部長参加（挨拶・その他）
第２回定例専門部会	２月～３月	参加、種目競技団体との連絡会を兼ねる

3 公文書の発送について

(1) 県高校総体各地区予選（大会案内、役員・補助員依頼、施設使用願、他）

県高体連各支部長名で作成し、各支部事務局が内容を確認し、各種目専門委員により発送する。各種目専門委員は専門委員長に１部提出する。

(2) 県高校総体（大会案内、役員・補助員依頼、施設使用願、その他）

県高体連会長名で各種目専門委員長が作成し、専門部長、県事務局が内容を確認する。大会要項は事務局で取りまとめて県高体連ホームページで公開、各校はダウンロードして参加申込を行う。

- (3) 四国高校選手権大会（大会案内、役員・補助員依頼、施設使用願、他）
四国並びに県高体連会長連名で作成し、県事務局が内容を確認、各種目専門委員長により発送する。大会要項は四国高体連事務局で取りまとめ、4月の評議員会で各専門部配布、併せて四国高体連ホームページで公開。
- (4) 県高校新人大会各地区予選（大会案内、役員・補助員依頼、施設使用願、他）
県高体連支部長名で作成し、専門部長並びに専門委員長の検閲を得て専門委員が発送する。あわせて県高体連各支部事務局へ1部提出する。
- (5) 県高校新人大会（大会案内、役員・補助員依頼、施設使用願、他）
県高体連専門部長名で作成し、専門部長の検閲を得て専門委員長が発送する。あわせて県高体連事務局へ1部提出する。
- (6) 全国高校選抜大会県予選（大会案内、役員・補助員依頼、施設使用願、他）
県種目協会・連盟会長、県高体連専門部長連名で作成し、協会・連盟並びに専門部長の検閲を得て専門委員長が発送する。あわせて県高体連事務局へ1部提出する。
- (7) その他
その他必要な文書（専門部会開催文書等）は、専門部において協議し専門部長の指導のもとに発送する。ただし、県高体連事務局へ事前に報告すること。

4 表彰の方法について

現在の表彰状は次の4種類

- (1) 各地区大会表彰状（県総体、新人大会、その他）
- (2) 県高校総体表彰状
- (3) 県定通総体表彰状
- (4) 県大会表彰状（県新人大会など）

上記の(1)については支部長名、(2)・(3)については、県教育長と県高体連会長の連名、(4)については県高体連会長名の表彰状である。

県総体、県新人大会では賞状授与を専門部長が行うものとする。

また、上記以外に各専門部で協議のうえ、専門部長名での表彰状を作成してもよい。

5 予算・決算について

各専門部は、県高体連に決算報告をする。決算書の書式については別に定める。

令和 7 年度

愛媛県高等学校体育連盟

専門部

愛媛県高等学校総合体育大会収支決算書

専門部長

専門委員長

収入の部

項 目	金額(円)	備 考
県総体運営費	0	予算総額を記入
県専門部費	0	大会運営費として補充可
競技団体補助金	0	競技団体補助等があれば記入
利息	0	
その他()	0	
合 計	0	

支出の部

項 目	金額(円)	備 考 (内訳等)
需要費	0	
弁当代	0	
飲料水代	0	
競技用具代	0	
消耗品等	0	
	0	
	0	
謝金	0	1日1,000円、半日500円以内を目安とする
	0	
	0	
	0	
	0	
旅費	0	高体連旅費基準による
交通費	0	
	0	
宿泊費	0	
	0	
	0	
役務費(郵送料等)	0	
	0	
	0	
	0	
使用料	0	
	0	
	0	
	0	
その他	0	
	0	
	0	
合 計	0	

総収入額

0

総支出額

0

差引残高

0

事務局へ請求

0

事務局へ返金

0

新人へ繰越

0

令和 7 年度

愛媛県高等学校体育連盟

専門部

愛媛県高等学校新人大会収支決算書

専門部長

専門委員長

収入の部

項 目	金額(円)	備 考
県新人大会運営費	0	予算総額を記入
県専門部費	0	大会運営費として補充可
競技団体補助金	0	競技団体補助等があれば記入
利息	0	
その他(県総体運営費残金)	0	
合 計	0	

支出の部 (競技団体主催大会は、高体連運営費からの支出はしない。)

項 目	金額(円)	備 考 (内訳等)
需要費	0	
弁当代	0	
飲料水代	0	
競技用具代	0	
消耗品等	0	
	0	
	0	
謝金	0	1日1,000円、半日500円以内とする
	0	
	0	
	0	
	0	
旅費	0	高体連旅費基準による
交通費	0	
	0	
宿泊費	0	
	0	
	0	
役務費(郵送料等)	0	
	0	
	0	
	0	
使用料	0	
	0	
	0	
	0	
その他	0	
	0	
	0	
合 計	0	

総収入額	総支出額	差引残高
0	0	0

事務局へ請求	事務局へ返金	専門部費へ繰越
0	0	0

令和 7 年度

愛媛県高等学校体育連盟

専門部

県専門部収支決算総括表

専門部長

専門委員長

収入の部

項 目	金額(円)	備 考
県専門部費	0	
県総体運営費	0	
県新人大会運営費	0	
競技団体補助金	0	
その他	0	
()運営費追加分	0	
利息	0	
合 計	0	

支出の部 (競技団体の単独主催大会には、高体連運営費を支出しない。)

項 目	金額(円)	備 考 (内訳等)
県総体	0	
需用費	0	
役務費	0	
謝金	0	
旅費	0	
施設使用料	0	
県新人大会	0	
需用費	0	
役務費	0	
謝金	0	
旅費	0	
施設使用料	0	
(定通大会等)	0	
需用費	0	
役務費	0	
謝金	0	
旅費	0	
施設使用料	0	
その他	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
()運営費残金	0	事務局へ返金済
合 計	0	

総収入額	総支出額	差引残高
0	0	0

事務局へ請求	事務局へ返金
0	0

四国選手権大会収支

決算書

専門部長

専門委員長

収入の部

科 目	金額(円)	備考	記入上の注意及び参考
参加料	0		団体、ダブルス、シングルス等
県高体連負担金・県補助金など	0		
県協会・連盟補助金	0		
雑収入	0		
	0		
	0		
合 計	0		

支出の部

科 目	金額(円)	備考	記入上の注意及び参考
報償費	0		
審判等謝金	0	1,000円×()人	役員・審判員1日1000円 半日500円以内
"	0	500円×()人	
医師・看護師謝金	0		
"	0		
その他()	0		レブリカ等
旅費	0		
県外役員交通費	0		愛媛県高体連旅費支給基準による
" 宿泊費	0		
県内役員交通費	0		
" 宿泊費	0		
補助員交通費	0		
需用費	0		
印刷製本費	0		プログラム等
弁当代	0	円×()人	弁当代は1個800円以内
飲物代	0	円×()人	
消耗品費	0		
その他	0		
"	0		
役務費	0		
郵送費	0		切手代等
"	0		
使用料・賃貸料	0		
"	0		会場使用料等
"	0		
"	0		
"	0		
その他	0		
"	0		
"	0		
合 計	0		

総収入額	総支出額	差引残高
0	0	0

事務局へ請求	事務局へ返金
0	0

種目名	期 日	場 所	参加者	参加生徒	引率教員	競技役員	補助役員
	月 日		合計	人	人	人	人
	～ 月 日		内訳	県内()人	県内()人	教員()人	

関係学校長 様

愛媛県高等学校体育連盟

〇〇〇〇専門部長 〇 〇 〇 〇 印

〇〇年度愛媛県高等学校新人大会〇〇〇〇競技
の開催について

〇〇の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また日ごろより、本連盟の事業実施に関しまして、御理解と御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記大会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、貴校選手並びに引率責任者・監督等の派遣について御高配をいた
だきますようお願いいたします。

記

- 1 主催
愛媛県高等学校体育連盟
- 2 期日
〇〇年〇〇月〇〇日（〇）～〇〇日（〇） 〇〇日間
- 3 会場
〇〇〇高等学校 体育館など。施設名を明記すること。
- 4 競技種目
団体・個人その他、該当競技の種目内容に応じて記載する。
- 5 競技日程
開始時間や競技の日程を記載する。表形式にしてもよい。
- 6 競技規則
〇〇年度版〇〇〇〇競技規則による。その他。
- 7 競技方法
トーナメント方式など、競技方法について記載する。
- 8 引率・監督
〇〇年度愛媛県高等学校総合体育大会要項に準ずる。
- 9 参加資格
〇〇年度愛媛県高等学校総合体育大会要項に準ずる。 → まとめて1項目にしてもよい。
- 10 参加制限
記載の必要がある競技のみ。
- 11 参加申込
申込方法・申込先・申込期限など。
- 12 表彰
表彰の内容を記載する。
- 13 組合せ
必要な場合のみ。（抽選方法や抽選結果の連絡方法など）
- 14 諸会議
必要な場合のみ。（監督会議・審判会議など）
- 15 連絡事項
必要な場合のみ。

愛媛県高等学校体育連盟主催事業の旅費取り扱いについて

標記の件について下記のように分類し旅費支給を行います。確認のうえ、御理解・御協力をお願いいたします。

- 1 校長が命ずる生徒引率を伴う参加については出張扱いとし、県費などにより各校で旅費を支給していただく。
但し、試合参加を伴わない補助員生徒の引率旅費は、原則として本連盟が負担します（県高体連旅費基準）。
- 2 高体連関係事業で、上記1に準じて出張扱いとし、各校で旅費を支給していただくもの。
 - (1) 地区高体連評議員研究協議会（各校評議員）
 - (2) 県高体連評議員研究協議会
 - (3) 研究大会（四国・全国高体連主催）
- 3 高体連関係事業で、職免又は届け出により、地区高体連が旅費（県高体連旅費基準）を支給するもの。
 - (1) 地区高体連評議員研究協議会（理事・専門委員）
 - (2) 地区大会救護係
 - (3) 県総体地区予選・抽選会（専門委員・運営委員）
 - (4) 新人地区予選・抽選会（専門委員・運営委員）
- 4 高体連関係事業で、職免又は届け出により、県高体連が旅費（県高体連旅費基準）を支給するもの。
 - (1) 県高体連理事会
 - (2) 県高体連専門部長会・専門委員長会・専門部会
 - (3) 四国・全国高体連役員会
 - (4) 県大会救護係
 - (5) 県総体・抽選会（理事・専門委員・運営委員）
 - (6) 全国定通制大会県予選（専門委員・運営委員）
 - (7) 県定通制総体・抽選会（理事・専門委員・運営委員）
 - (8) 県新人大会・抽選会（専門委員・運営委員）
- 5 高体連関係事業で、職免又は届け出により、四国選手権大会運営費にて旅費を支給するもの。
 - (1) 四国高校選手権抽選会（専門委員・運営委員）
 - (2) 四国高校選手権大会（専門委員・運営委員）
- 6 高体連関係事業で、職免又は届け出により、該当種目協会・連盟運営費にて旅費を支給するもの。
 - (1) 選抜大会（地区予選）・抽選会（専門委員・運営委員）
 - (2) 選抜大会（県大会）・抽選会（専門委員・運営委員）
 - (3) 選抜大会（四国地区予選）・抽選会（専門委員・運営委員）

※ 上記内容3・4・5・6に参加する役員を対象として、傷害保険に加入しております。

(参考) 令和7年度高体連各種事業旅費 経費支出区分

事業名		時期	会場	経費支出区分		
				県高体連	高体連各支部	学校(出張扱)
評議員会	東予地区	4月	新東	県事務局	理事・専門委員	評議員
	中予地区	4月	松北		養護・高教研	
	南予地区	4月	宇東		支部事務局	
	校長	4月	にぎたつ	常任理事・県事務局		
専門委員長会		4月	松北	専門委員長		
県高校総体	各地区予選	4月	各地区		運営委員(大会役員・審判など)養護	引率教員
	抽選会	5月	ウエルピ	校長役員・理事		
	専門部会		ア伊予	専門部長・専門委員		
	専門委員長会	5月	松北	常任理事・専門委員長		
	理事会	5月	武道館	校長役員・理事		
	大会実施	5月 6月	松山市他	校長役員・理事・ 専門部長・運営委員・ 養護係生徒引率		引率教員
四国高等学校 選手権大会	7 競技	6月	運動公園 他	参加料・行政補助金・高体連運営費より支出 (高体連旅費基準) 校長役員・運営委員・養護 (他県派遣審判は県高体連より1人分補助)		引率教員
全国高校総体	結団式	7月	松北	事務局より支出(高体連旅費基準) 校長役員・理事・専門委員長・参加校引率・ 選手・係生徒引率・種目団体		
	大会実施	7月 8月	中国 ブロック	事務局・理事・ 専門委員長		引率教員
県定通制 高校総体	抽選会	7月	各校	専門委員長・専門委員		
	理事会	8月	運動公園	校長役員・理事		
	大会実施	8月	運動公園 他	校長役員・理事 専門部長・運営委員・ 養護教諭		引率教員
新人大会	各地区予選	9月～	各地区		運営役員・養護	引率教員
	県大会	9月～	各地区	運営役員・養護		引率教員
全国高校 選抜大会等 (四国新人含)	地区予選		各地区	参加料・競技団体補助金より支出 (高体連基準を参照)		引率教員
	県大会					
	四国予選		四国各県	運営役員・養護		
県高体連 理事会		12月	松北	校長役員・理事		
小・中・高体連 連絡会		書面開催		事務局		
県高体連 理事会		3月	松北	校長役員・理事		
専門部会及び協会・ 連盟連絡会		書面開催		校長役員・事務局 専門部長・専門委員長 種目団体		

事業名		時期	会場	経費支出区分		
				県高体連	高体連各支部	学校(出張扱)
評議員会	東予地区	2月	新 東	事務局	理事・専門委員 養護・高教研 支部事務局	評議員
	中予地区	2月	松 北			
	南予地区	2月	宇 東			

全国高体連 理事長会	7月	広 島 県	理事長		
	9月	東 京 都			
全国高体連 団体長会	7月	広 島 県	会長・理事長		
全国高体連 全体会議	11月	東 京 都	会長・理事長		
全国専門委員長会			専門委員長(年2回)		

四国高体連 役員会・評議員会 合同専門委員長会	4月	徳 島 県	事務局・常任理事 四国各県専門委員長		
四国高体連 理事会	7月	愛 媛 県	事務局		
四国高体連 理事会	11月	香 川 県	事務局		
四国高体連 役員会・評議員会 専門委員長会	2月	高 知 県	事務局・常任理事 四国専門委員長		

四国高体連研究大会	-	-		※2年に1度の開催	一般参加者
全国学校体育研究大会	10月	北 海 道	事務局、(高教研関係者は独自会計)		
全国高体連研究大会	1月	愛 知 県			

【別紙２】愛媛県高等学校体育連盟主催大会等 県内旅費基準

１ 公共交通機関利用の場合 …… 領収証で証明された実費を支給する。

２ 自家用車利用（往復）の場合 …… 下表により支給する。

自家用車利用（往復）の場合・・・下表により支給する。																		単位：円	
四国中央市	新居浜市	西条市	今治市島嶼部	今治市	東温市	松山市	伊予郡・伊予市	久万高原町	内子町	大洲市	八幡浜市	伊方町	西予市	宇和島市	鬼北町	愛南町			
		2,000	※7,000	5,000	5,500	6,500	7,000	8,000	9,000	10,000	10,500	10,500	11,000	12,500	13,000	16,000			
2,000		1,000	※5,000	3,000	3,500	4,500	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	9,000	9,500	11,000	11,000	14,000			
2,500	1,000		※4,500	2,000	3,000	4,000	4,000	5,000	6,500	7,000	8,000	8,000	8,500	10,000	10,000	13,000			
7,000	5,000	4,500		2,000	6,000	5,500	6,000	7,500	8,500	9,000	10,000	10,000	10,500	12,000	12,000	15,500			
5,000	3,000	2,000	※2,000		3,500	3,000	4,000	5,500	6,000	7,000	8,000	8,000	8,500	10,000	10,000	13,000			
5,500	3,500	3,000	※6,000	3,500		1,000	1,500	2,500	3,500	4,500	5,000	5,000	6,000	7,500	7,500	10,500			
6,500	4,500	4,000	※5,500	3,000	1,000		1,000	2,500	3,000	4,000	4,500	4,500	5,500	7,000	7,000	10,000			
7,000	5,000	4,000	※6,000	4,000	1,500	1,000		2,500	2,000	3,000	4,000	4,000	4,500	6,000	6,000	9,000			
8,000	6,000	5,000	※7,500	5,500	2,500	2,500	2,500		3,000	4,000	5,000	6,000	5,500	7,000	6,000	10,000			
9,000	7,000	6,500	※8,500	6,000	3,500	3,000	2,000	3,000	1,000	2,000	2,000	3,000	2,500	4,000	4,000	7,000			
10,000	8,000	7,000	※9,000	7,000	4,500	4,000	3,000	4,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,500	3,000	3,500	6,000			
10,500	9,000	8,000	※10,000	8,000	5,000	4,500	4,000	5,000	2,000	1,000		500	1,000	2,500	3,000	6,000			
10,500	9,000	8,000	※10,000	8,000	5,000	4,500	4,000	6,000	3,000	2,000	500		2,000	3,500	4,000	6,500			
11,000	9,500	8,500	※10,500	8,500	6,000	5,500	4,500	5,500	2,500	1,500	1,000	2,000		1,500	2,000	4,500			
12,500	11,000	10,000	※12,000	10,000	7,500	7,000	6,000	7,000	4,000	3,000	2,500	3,500	1,500		1,000	3,000			
13,000	11,000	10,000	※12,000	10,000	7,500	7,000	6,000	6,000	4,000	3,500	3,000	4,000	2,000	1,000		4,000			
16,000	14,000	13,000	※15,500	13,000	10,500	10,000	9,000	10,000	7,000	6,000	6,000	6,500	4,500	3,000	4,000				

注１：実際の行程をもとに早見表から算出する。なお、出発地と帰着地が違う場合は片道ごとに算出する。

注２：同一区域内は500円とする。

注３：自動車乗り合わせの場合は、所有者（経費負担者）のみに支給する。

注４：今治島嶼部が出発地または帰着地の場合、上記旅費に加え橋通行等料金（片道：大島800円、伯方1,000円、大三島1,300円、弓削1,800円）を別途支給する。

その他

１：宿泊を要する場合は実費支給とし、１泊2食9,800円（税・サービス料込）を上限とする。（領収証を提出すること）

網掛け部分は宿泊費を支給しないが、専門委員長には必要と認めた場合支給する。

２：役員の人数は必要最小限となるように努めること。また、他からの支給（交通費・日当・謝金等）と重ならないよう留意すること。

【別紙 3】

愛媛県高等学校体育連盟主催大会等 県外旅費基準

- ・参加する大会・会議の詳細がわかる要項・派遣文書(写し)と現地までの行程表を事務局に提出すること。
- ・旅費については以下の基準に則り支給することとする。
- ・終了後、証拠書類(明細書・領収証等)を提出すること。

公共交通機関を利用する場合

- 交通費
- ・原則として旅行業者を介し、見積書を事前に提出すること。
 - ・事務局にて確認し実費支給する。
- 日当
- ・1日につき2,000円を支給する。
- 宿泊費
- ・宿泊を要する場合は実費支給とし、1泊2食、県外A地 10,900円
B地 9,800円を上限とする。
- A地:さいたま市、千葉市、東京23区、横浜市、川崎市、相模原市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、広島市
- B地:A地以外
- (ただし、主催者側に宿泊所を指定されている場合を除く)
- ・1泊朝食のみの場合は、夕食代として1,500円を補助する。

自家用車を利用する場合

- 交通費
- ・出発地から目的地までの距離に対し、1km37円を支給する。
(乗り合わせの場合は所有者(経費負担者)のみ)
 - ・本四連絡橋を通行する場合は通行料金(実費)を別途支給する。
 - ・フェリーを利用する場合は実費支給とするが、業務上または行程上妥当と認められる場合のみとする。(自家用車移動距離から省く)
- 日当
- ・1日につき2,000円を支給する。
- 宿泊費
- ・宿泊を要する場合は実費支給とし、1泊2食、県外A地 10,900円
B地 9,800円を上限とする。
- A地:さいたま市、千葉市、東京23区、横浜市、川崎市、相模原市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、広島市
- B地:A地以外
- (ただし、主催者側に宿泊所を指定されている場合を除く)
- ・1泊朝食のみの場合は、夕食代として1,500円を補助する。

- (内規)
- *全国高体連専門委員長会は、年間2回のみ、1回1泊2日分までの旅費を支給する。
(ただし、生徒引率を兼ねる場合を除く。)
 - *専門委員長会がインターハイ期間中に開催される場合は、最大2泊3日分までの旅費を支給する。(明細や行程、領収書提出のこと)
 - *四国高体連専門部が行う専門委員長会は、年間1回のみ旅費支給する。
(ただし、生徒引率を兼ねる場合を除く。開催文書提出のこと。)
 - *原則として往復割引や航空機宿泊パック等を利用すること。

愛媛県高等学校体育連盟が加入している保険について

1 保険担当会社 代理店 有限会社 I F S

2 保険期間 令和 7 年 4 月 1 0 日より 1 年間

3 保険の内容

(1) 普通傷害保険（運営にかかわる役員）

ア 保険対象者

愛媛県高等学校体育連盟が主催する大会及び行事に参加する運営委員全員。

イ 担保範囲

愛媛県高等学校体育連盟が主催する大会及び行事に参加中に被った障害を担保する。（往復途上を含む）

ウ 補償内容（ただし契約内容を満たす場合による）

ア) 死亡・後遺障害・・・ 最大500万円

イ) 入院 ・ ・ ・ 日額5,000円

ウ) 通院 ・ ・ ・ 日額3,000円

エ 引受保険会社 東京海上日動火災

オ 保険料 126,840円/年（1 事故につき最大42名として）

(2) 総合賠償責任保険（主催者）

ア 保険金額 3 億円（1 事故につき）

イ 引受保険会社 損害保険ジャパン

ウ 保険料 145,720円/年

(3) 大会を運営する専門部は事故発生後、速やかに県高体連事務局に報告するとともに、事故報告書（別途 様式 1）を作成・提出すること。

【様式 1】

事 故 報 告 書		年 月 日		
愛媛県高等学校体育連盟 会長 ○○ ○○ 様 ○○○○○○専門部 部長 ○○ ○○				
報 告 者				
報告日時				
報告事項				
発生日時				
発生場所				
状 況				
措置状況				
そ の 他				
関係文書	ありません	別に送ります	添付します	その他

愛媛県高等学校総合体育大会における部員不足に伴う 複数校合同チーム参加規程

愛媛県高等学校体育連盟

1. 趣旨

本規定は全国高等学校体育連盟が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」に基づき、愛媛県高等学校体育大会（以下県総体）における、部員不足による複数校合同チーム（以下合同チーム）の参加について定めるものである。各校の学校教育活動に基づいた部活動（学校要覧等で定められた活動）を対象とし、部活動における成果を試す機会を確保するために定められたものである。（本規定策定により、合同チーム編成のために各学校で新たに部活動を設置することを促すものではない）また、勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う合同チームで参加する場合は、下記2の条件を満たしているとともに、愛媛県高体連各専門部が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

2. 条件

- (1) 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて部活動が日常継続的に、責任ある顧問教員の指導の下に適切に行われていること。
- (2) 指定様式（様式2-1）により、定められた期限内に該当専門部へ申請し、愛媛県高体連会長より承認を得ること。※原則として期限を過ぎたものは認めない。
- (3) 合同チーム該当競技は以下の9競技

バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ソフトボール・	ホッケー
※ ラグビーフットボール・（水球）（アイスホッケー）	

※ ラグビーフットボールは花園予選を指す。

※（ ）競技は本団体に専門部が無いか、県総体において実施していない競技。

- (4) 他県および広域通信制・混成課程による合同チームではないこと。
- (5) 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から、当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

【特例】

前年度に高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チームとしての活動を延長することができる。その場合、指定様式（様式2-2）により、定められた期限内に該当専門部へ申請し、愛媛県高体連会長より承認を得ること。※原則として期限を過ぎたものは認めない。

- (6) 合同チームの大会参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。また、申込書類には各選手の所属校が分かるように記載し、代表校以外の学校は学校申し込みの際に代表校が提出する申込書の「写し」を提出すること。
- (7) 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。また、各校より複数教員による引率ができない等、やむを得ない場合には各校の校長が合意し、引率委任をした代表引率（部活動指導員は除く）とする。
- (8) 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- (9) 大会に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

令和5年4月1日より施行

令和7年4月1日一部変更

複数校合同チームの大会参加について（新人大会等）

愛媛県高等学校体育連盟

部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校合同での活動が行われている場合に限り、以下により大会参加を認める。

- 1 学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について
 - (1) 学校の統廃合については行政的な問題であるので、統廃合の対象となった学校の部同士が、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを編成し全ての大会に参加することを認める。
ただし、統廃合の予定があっても、単独チームでの出場も可能であり、学校の各部活動毎にその態度を決定してよい。
 - (2) 同一競技において、1人の選手が、単独チームと合同チームの両方に所属し大会出場することはできない。
 - 2 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について
 - (1) 全国高等学校総合体育大会予選または全国高等学校選抜・選手権大会予選（全国予選を兼ねる新人大会を含む）は、令和5年度1月23日付け令4全国高体連第332号「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について(通知)」及び、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
 - (2) 上記(1)以外の県高体連主催・共催・後援大会への参加については、それぞれの参加規定により県高体連と関係専門部が協議し決定する。なお、その際には以下の事項に留意すること。
- 【留意事項】
- 1 愛媛県高等学校体育連盟及び各専門部は、複数校合同チームの活動について、勝利至上主義的発想でなく部活動活性化のためという基本的な考えに基づき、その成果を発表する場を設けるよう努力する。
 - 2 合同チームの編成は、部員不足により単独出場できないチーム同士、または、単独出場できるチームと単独出場できないチームの合同を認める。また、定期的に合同練習を十分実施していることを条件とする。
 - 3 合同チームの対象となる各校長が参加を認め、県高体連に対して別紙申請書を提出し許可を得ること。
 - 4 県高体連と関係専門部は上記の申請を受け、大会参加料やチーム登録など十分に検討し審議する。
 - 5 合同チームの引率は必ず各校顧問が行うこと。
 - 6 保護者を含め関係者への周知についても徹底すること。

合同チーム参加承認願（新人大会等）

愛媛県高等学校体育連盟会長 様

学 校 名		該当部名	男・女
部 員 数	1年（ ）人 2年（ ）人 合計（ ）人		
合同対象校			
活 動 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
参加大会名			

上記について、愛媛県高等学校体育連盟に対し、合同チームとしての参加を申請しますので承認願います。

年 月 日

_____ 学校長 _____ 印

愛媛県高等学校体育連盟が主催する大会における 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて

愛媛県高等学校体育連盟は、大会参加申込書を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でのアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。
- (4) 組合せ等が本連盟または本連盟が認めた報道機関により、新聞・雑誌及び関連ホームページに掲載されることがあります。
- (5) 氏名・学校名・学年については、報道の正確性を期すため、大会開催前に報道機関に提供することがあります。

2 競技結果（記録）の取り扱い

- (1) 本連盟各競技専門部を通じて公開されます。
- (2) 本連盟または本連盟が認めた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、本連盟が作成する大会報告書に掲載されます。
- (4) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 本連盟または本連盟が認めた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・大会報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 本連盟または本連盟が認めた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) この他、本連盟に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります。

4 愛媛県高等学校体育連盟の対応

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 各大会の参加申込書の提出により、上記取り扱いに関する御了承をいただいたものとして対応させていただきます。
- (3) 役員、補助員、大会運営関係者及び会場にいられた観客の皆様につきましては、上記取扱いに関する御承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- (4) 個人情報等の掲載又は公開等に関しての御質問は、県高体連事務局まで御連絡ください。
(TEL089-926-3936)

愛媛県高等学校体育連盟

〒790-0826

愛媛県松山市文京町4番地1 愛媛県立松山北高等学校内

電話 (089) 926-3936

FAX (089) 926-3937

<http://koutairen.esnet.ed.jp>